新 認定こども園 大成幼稚園園則及び重要事項説明書

第１章　総則

（目的）

第１条　この幼稚園は、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）その他関係法令に従い、幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（名称）

第２条　この幼稚園は、認定こども園 大成幼稚園という。

（位置）

第３条　この幼稚園は、埼玉県さいたま市大宮区大成町２丁目１８２番地２に置く。
乳児棟（３号認定）は大成町２丁目１９４番地に置く。

（運営の方針）

第４条　集団生活と遊びを通して子どもたちに将来良い社会人となるための経験を重ねること。
「学び」「遊び」「楽しむ」ことのできる幼稚園としてキリスト教保育を実践する。

（入園資格者）

第５条　この幼稚園に入園できる者は、０歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第２章　保育年限・保育時間・保育期および休園日

（保育年限）

第６条　この幼稚園は、次の保育年限とする。
５歳児　１年　　４歳児　２年　　３歳児　３年　満３歳児　３年以上
２歳児　４年　　１歳児　５年　　０歳児　６年

（保育時間および保育日数）

第７条　１日の保育時間は、原則として、４時間とし、年間教育週数は、39 週以上とする。ただし、季節によって多少変更することがある。

２　保育所機能部分は１１時間開所とする。
長時間保育　７時 30 分から 18 時 30 分
短時間保育　８時 30 分から 16 時 30 分

（預かり保育の費用）

第８条　1 号認定の費用を 30 分 100 円とする。16 時以降 10 分 100 円とする。

（保育期）

第９条　１年を次の３学期に分ける。
第１学期　４月１日から　８月３１日まで
第２学期　９月１日から１２月３１日まで
第３学期　１月１日から　３月３１日まで

（休園日）

第 10 条　この幼稚園の休園日は、次の通りとする。
１．日曜日
２．国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
３．夏期休業　　７月２１日から８月３１日まで
４．冬期休業　　１２月２３日から１月　９日まで
５．春期休業　　３月１８日から４月１０日まで

６．開園記念日　　９月１０日
７．埼玉県民の日　１１月１４日
８．土曜日、但し、祝日と重なった時は振り替えない。
９．その他、園長が必要と認めたとき

２　保育所機能
１．日曜日
２．国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
３．年末年始12月29日～1月4日
４．その他、園長が必要と認めたとき

第３章　保育内容・収容定員・利用定員・学級および教職員組織

（保育内容）

第 11 条　この幼稚園の保育内容は、次の通りとする。

健康・人間関係・環境・言葉・表現の教育目標があり、良い環境を与え、日常の生活習慣を身に付け遊びを通して集団生活への理解と態度を育てると共に豊かな情操と想像力を養い、心身の発達を助長する。「良いこと」「良くないこと」善悪を判断できる道徳心（ルール、マナー）を養うこと。その他園長が必要と認めたもの

（健康管理）

第 12 条　学校保健安全法施行規則により学校医、学校歯科医等により 6 月 30 日までに園児の健康診断を行う。改善の必要な園児には結果を保護者に通知し改善を促す。

（収容定員・利用定員および学級）

第 13 条　この幼稚園の収容定員及び利用定員は２１０名とする。

1 号認定 120 名（子育て支援型 15 名，新 2 号定員 2 名含む）　2 号認定 60 名　3 号認定 30 名

＊子育て支援型及び新 2 号は、令和 8 年 9 月 1 日現在定員に達しています。

（教職員組織）

第 14 条　この幼稚園に、次の教職員を置く。

1. 園長	1
2. 教諭	13 名以上
3. 園医・歯科医および薬剤師	各１人
4. 事務職員	１人以上

２　前項において、特別の事情があるときは、教諭は専任の教頭が兼ね、または学級数の３分の１の範囲内で、専任の助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができる。

３　園長は、園務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第４章　利用の開始及び入園・退園・休園・修了およびほう賞

（入園許可）

第 15 条　入園については、園長の許可を要する。

（選考基準）

第 16 条　募集要項の準ずる幼児の遊びの場面での観察と保護者との面談。ただし、保育時間の認定（２号認定及び３号認定）を受けた者については、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４条）第２４条に基づきさいたま市が行う利用の調整に従い決定される。

２　本園は、保育時間の認定を受けた園児についてさいたま市が行う利用の調整及び要請に対し、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年条例第５２条）第７条により、できる限り協力する。

（入園申込）

第 17 条　入園しようとする者の保護者は、本園所定の申込書等を園長に提出するものとする。

（入園手続き）

第 18 条　入園を許可された者の保護者は、指定期日までに入園料を指定口座に振り込みの上、本園所定の書類を提出しなければならない。

（休園・退園）

第 19 条　休園または退園しようとする者は、その理由を具して、保護者から園長に届け出るものとする。

第 20 条　園長は、伝染性疾患にかかり、またそのおそれのある園児の保護者に対しその園児を休園させるよう命ずることができる。

（修了証書）

第 21 条　この幼稚園所定の保育課程を修了したものには、修了証書を授与する。

（ほう賞）

第 22 条　心身の発達がいちじるしく、他の模範となる者は、これをほう賞する。

第５章　保育料および入園料その他の費用

（園児納付金）

第 23 条　利用者負担額　３号認定園児の保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して園児が居住する市町村が定める額

「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則による」

上記の階層区分に該当する金額を毎月１０日までに支払わなければならない。

２　前項に掲げるもののほか、次に掲げる費用のうち、入園料及び諸費用については 23 条及び募集要項に定められた指定の日時までに、その他の費用については募集要項に定められた指定の日時までに納付しなければならない。

３　子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（令和元年 10 月～）

[1 号及び２・３号共通事項]

1. 利用者負担額は父母の市町村民税所得割額（調整控除後）を基に算定します。
 住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除等の税額控除を適用する前の金額を用います。
 父母がともに非課税で、同居の祖父母がいる場合は、当該祖父母を家計の主宰者とみなし、当該祖父母の市町村民税所得割額を基に算定します。
2. 未婚のひとり親世帯については、区役所支援課への申請により、寡婦控除をみなし適用した場合の市町村民税所得割額を基に算定します。具体的な手続きについては、各区支援課にお問い合わせください。
 ※令和３年度市民税から、未婚のひとり親世帯についても寡婦（夫）控除が適用される（所得制限あり）ため、令和３年９月分以降については、申請等の手続きは不要となります。
3. 利用者負担額とは別に、各施設が設定する費用がかかる場合がありますので、施設へご確

認ください。

附　則(令和2年3月31日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の規定は、令和2年3月1日から適用する

（さいたま市より抜粋）

[1号：教育標準時間認定]保育料　3歳児以上

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税をいう。以下同じ。)の所得割額が市町村民税所得割非課税世帯である世帯及び教育・保育給付認定保護者が養育里親等である世帯	0円
第3	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯	0円
第4	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円以上211,201円未満である世帯	0円
第5	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が211,201円以上である世帯	0円

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)			
階層区分	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯		0円	0円	0円	0円
第2		市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円

第 3	第 1 階層を除き、前年度市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税均等割額のみの世帯	8,000 円	7,800 円	0 円	0 円
第 4		市町村民税所得割課税額	10,000 円	9,800 円	0 円	0 円
		48,600 円未満				
第 5		48,600 円以上 63,900 円未満	12,500 円	12,200 円	0 円	0 円
第 6		63,900 円以上 97,000 円未満	19,500 円	19,100 円	0 円	0 円
第 7		97,000 円以上 137,600 円未満	33,000 円	32,400 円	0 円	0 円
第 8		137,600 円以上 169,000 円未満	44,000 円	43,200 円	0 円	0 円
第 9		169,000 円以上 301,000 円未満	55,000 円	54,000 円	0 円	0 円
第 10		301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 円	58,900 円	0 円	0 円
第 11		397,000 円以上	72,800 円	71,500 円	0 円	0 円

[2 号（保育認定・３歳児以上）及び 3 号（保育認定・３歳未満児）保育料

備考

1　「所得割額」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいう。所得割額の計算に当たっては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 45 条の規定は、適用しないものとする。

2　教育・保育給付認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則第 21 条の 2、第 24 条及び第 28 条の規定の例により算定するものとする。

3　「養育里親等」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親又は同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。

別表第 2(第 2 条関係)　（全部改正〔令和元年規則 43 号〕）(一部抜粋)

第 24 条　大成幼稚園の保育料等を下記の通り定める。

毎月の費用

３号認定（１、２歳児）

第 23 条さいたま市利用者負担額による保育料（給食代含む）

１・２号認定（３歳児以上（満３歳児含む））

- 特定教職員配置費　　月額６，０００円
 ※基準より多くの教員、講師を配置し、より質の高い教育・保育の提供のため。
- 給食費　　全給食　　月額８，０００円
 （副食費 5,500 円　主食費 2,500 円）

※1 号認定者の 8 月は給食がありません。よって費用はありません。
※1 ヶ月以上休園する場合は休園する前月 1 日に申し出るものとする。休園する月から給食の免除ができる。
※1 号認定が 8 月(長期休業中)に預かり保育及び給食を利用する場合は利用月の前月 1 日に申し出るものとする。(食材及び人員確保の為)
※8 月利用者の給食が 6 日に満たないものは(5 日間まで)一食 400 円とする。
※２号認定の土曜日利用者の給食費一食 400 円とする。
※預かり保育利用者「おやつ代」　　１日１００円

- 教材費　教育補助費　　月額１，５００円
- 冷暖房費　　月額１，０００円
- 施設維持費　　月額１，０００円
- 絵本代　　絵本読み聞かせ　　月額　　実費
- 卒園記念品代　年長児（アルバム代他）月額１，５００円
- スクールバス維持費（利用者のみ）　　月額３，５００円

第 25 条　入園料・冷暖房・施設維持・行事費について

入園時の費用

３号認定（１、２歳児）

- 入園料（受入準備費）　　４０，０００円
- 冷暖房費・施設維持費　　年額　１２，０００円

１・２号認定（３歳児以上（満３歳児含む））

- 入園料（受入準備費）1号認定　　６０，０００円
 ※１号認定入園者には、さいたま市より２０，０００円入園料補助制度あり（令和 8 年度現在）
 ２号認定　　４０，０００円

- 行事費　年額　８，０００円
- その他
 園服代一式　　概ね　２１，０００円(令和 8 年度現在)
 お道具一式（教具）　　概ね　１３，０００円(令和 8 年度現在)

※上記の入園料、保育料等の振込み手数料は保護者負担になります。

(納付金の減額又は免除)

第 26 条　園児納付金については、特別の理由があると認められる場合は、別に定める減免規程により、減額又は免除する。

(納入金の不還付)

第 27 条　既納の保育料・入園料は返還しない。

但し、特別の事由がある場合、その全部又は、一部を返還する。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第 28 条　本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法第２７条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第２９条第１項の規定により、危険発生時対処要領を作成し、訓練を行う。

２　本園は学校保健安全法及びさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第３２条に従って、さいたま市、保護者等、警察署その他関係機関との連携を図る。

３　非常災害時等の自然災害・地震・風水害発生等による臨時休園処置についてさいたま市等から警戒レベル等の発令がされた場合、園児および保護者、教職員の安全を確保のために必要と園長が判断した場合は、臨時休園とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 29 条　本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

第 30 条　本園は、園児の虐待等を発見した場合は「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を守るため通報の義務に法り関係部署に通報いたします。

児童虐待とは、以下の 4 種類に分類されます。（児童虐待の防止等に関する法律　第二条）身体的虐待　性的虐待　ネグレクト　心理的虐待

第 31 条　本園は、児童福祉法を遵守します。

令和６年４月１日（ただし、5 は公布後 3 年以内で政令で定める日、７の一部は公布後 3 月を経過した日、令和５年４月１日又は公布後 2 年以内で政令で定める日）

第６章　雑則

（雑則）

第 32 条　この園則実施に必要な細則は、園長が別に定める。

重要事項説明書

1.　学校保健安全法による感染症対策

学校保健安全法により次の事項を執行する。

（保健所との連絡）

第 18 条　学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第 19 条　校長は、伝染病にかかっており、かかっておる疑いあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第 20 条　学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（省令への委任）

第 21 条　前 2 条（第 12 条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）その他伝染病の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に関し必要な事項は、文部省令で定める。

※2020 年　新型コロナウイルス感染症について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について）に準じる。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～

第 5 章　幼稚園において特に留意すべき事項について

当園においては、感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

① 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、
- 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。
- 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。等の配慮等が考えられます。

② 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、
- 幼稚園教育では、幼児の興味や感心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒できるよう配慮すること。
- 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等を行います。

③ 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者の連絡事項は掲示板等を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

④ 感染症及び新型コロナウイルス感染症対策について国又は保健所の指導通達による。

2. 治癒証明書・登園許可

伝染性疾患、感染症罹患者は治癒証明書を園長まで提出し、登園許可を得て登園する。

3. アレルギー疾患の園児について

「さいたま市就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）」を園まで提出し健康で安全・安心な日常生活を送る。給食等のアレルギーにも個別にできる限り対応する。

4. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

災害時は保護者の迎えを大成幼稚園に待機し「園児引き渡しカード」を使用し引き渡す。
大宮警察署並びに大宮消防署大成出張所と連携する。
耐震設計の園舎、AED 設置、防犯カメラ設置、門のオートロック等で安全を確保する。

5. 非常災害が発生したとき

以下の自然災害の発生等により、園児・保護者および教職員の安全確保のために必要と園長が判断した場合は、臨時休園とする。

① 施設所在地にさいたま市等から「警戒レベル 3」相当以上の警報が発令されたとき

ア. 前日時点で翌日の発令が予想されたとき

イ. 当日 7 時 30 分時点で発令されたとき

ウ. 9 時時点で発令されたとき

エ. 開園中に発令されたとき、速やかに保護者に引き渡し、臨時休園とする。

② さいたま市内で震度 5 弱以上の地震が発生したとき

ア. 前日発生したとき

イ. 当日 7 時 30 分以前に発生したとき

ウ. 開園中に発生したとき、速やかに保護者に引き渡し、臨時休園とする。

6. 要望・苦情・相談の受け付け

担当者は、園長・副園長・主任・担任が個別に随時相談を受け付けている。

場合によっては、教職員共通事項として対応をする。

7. 保険に関する事項

日本スポーツ振興センター・JK 保険（園総合保障制度）賠償責任・傷害保険
幼稚園の管理下に置いて園児が災害にあった場合その治療費や見舞金の給付を
保護者に対して行う。

8. 守秘義務および個人情報のとりあつかいに関する事項

個人情報については、当幼稚園以外には使用しません。
市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の副食費免除の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

9.　社会性を身に付ける（様々な経験・体験）

「園児の生活」＝「遊び」そして冒険、探検、興味感心、好奇心、自立心、向上心・・・
「遊び」の連続＝「学び」の連続

乳幼児期はコミュニケーションが発達途中です。
手、足、口などが未分化でもあります。
友だちと遊ぶ中での知恵や喜びを獲得していきます。
「遊び」のなかでつまずき「転んだり」「叩いたり」「噛んだり」等があります。
子どもの好奇心の現れと思いご理解と寛容そして寛大な心をお持ちの上、園児（こども、我が子）の成長をお見守りください。

9.　ケガ等の治療について

園内でケガ等の治療が必要な場合は、治療先の受入れ手順に応じて当園の職員が付き添うこともあります。また、保護者の方に付き添いをお願いすることもあります。傷の程度によっては加療があることもご承知ください。治療費は保護者の立替えをお願いし、日本スポーツセンターへ請求し保護者に支払います。

10.　保護者同士の SNS

保護者同士の SNS のおかげで人間関係が充実した利用者は数多くいます。
一方でトラブルに巻き込まれたりする問題もあります。
十分にご理解しながらご利用ください。

附　則

「園則の適用年月日」

この園則は、平成７年４月１日から施行する。
ただし、平成７年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成６年１０月１日から施行する。
この園則は、平成９年４月１日から施行する。
ただし、平成９年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成９年１０月１日から施行する。
この園則は、平成１０年４月１日から施行する。
ただし、平成１０年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成９年１１月１日から施行する。
この園則は、平成１１年４月１日から施行する。
ただし、平成１１年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成１０年１１月１日から施行する。
この園則は、平成１３年４月１日から施行する。
ただし、平成１３年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成１２年１１月１日から施行する。
この園則は、平成１４年４月１日から施行する。
ただし、平成１４年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成１３年

１１月１日から施行する。
この園則は、平成１６年４月１日から施行する。
ただし、平成１６年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成１５年１１月１日から施行する。
この園則は、平成１７年４月１日から施行する。
ただし、平成１７年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成１６年１１月１日から施行する。
この園則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度からの新入園児に対する入園料及び入園検定料については、平成２７年１１月１日から施行する。
この園則は、平成２９年４月１日から施行する。
ただし、平成２９年度からの新入園児に係る入園料については、平成２９年４月１日から施行する。
この園則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、平成３１年度からの新入園児に係る入園料及び入園検定料については、平成３０年１１月１日から施行する。
この園則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年度からの新入園児に係る入園料については、令和３年１１月１日から施行する。
この園則は、令和６年４月１日から施工する。ただし、令和６年度からの新入園児に係る入園料等については、令和５年１１月１日から施工する。

＊1 号認定　120 名(子育て支援型 15 名,新 2 号定員 2 名含む(令和 5 年 10 月 1 日現在定員に達しています。))通常の預かり保育は利用できます。

附　　則

この園則は、令和７年４月１日から施行する。
この園則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、令和９年度からの新入園児に係る入園料については令和８年１１月１日から施行する。